

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、人材派遣業を行うA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、平成○年○月○日から派遣先のC会社（以下「工場」という。）において、自動車部品の取付け作業に従事していた。

請求人によれば、工場の作業時は常時ノルマルヘキサン・トルエン等の有機溶剤を使用していたため、平成○年○月頃から体重の減少、同年○月頃から頭痛、吐き気、記憶力の低下等の症状を自覚するようになったという。

請求人は、平成○年○月○日に会社を退職し、同年○月○日に別会社に就職したが、頭痛等の症状が続くとして、同月○日にD病院に受診し「頭痛、脳腫瘍の疑い」と診断され、同月○日にはE病院及びFクリニックに受診し「頭痛」、「神経症、偏頭痛」とそれぞれ診断された。その後、請求人は、平成○年○月○日、G病院に受診し「ストレス性頭痛の疑い」と診断され、同年○月○日にはHクリニックに受診し「慢性有機溶媒中毒症」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に発症した疾病は「慢性有機溶剤中毒症」であり、その原因は工場での作業による有機溶剤のばく露であると主張するので、検討すると、次のとおりである。

(2) I医師は、平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け意見書において、請求人の疾病を「慢性有機溶媒中毒症」と診断した根拠として、問診(請求人の自覚症状)と神経生理学的検査で明瞭な異常が検出されたことによると述べている。

(3) これに対し、J医師は、平成○年○月○日付けの鑑定書において、請求人の工場の作業環境測定結果、請求人が受けた有機溶剤特殊健康診断結果に加え、請求人にノルマルヘキサンによる多発性神経炎を疑わせる症状が認められないこと等から、請求人の症状が業務に起因する「慢性有機溶剤中毒症」と診断し得る客観的根拠は乏しいと述べている。

(4) 一般に、慢性有機溶剤中毒症は、その原因物質にばく露されなくなれば、次第に症状が改善するとされているところ、請求人の頭痛等の症状は、会社退職後も長期に持続している。この点、I医師は、有機溶剤中毒は比較的徐々に改

善されるので、症状が遷延する旨述べているが、J医師は本件で問題となった有機溶剤については、症状を持続させることは知られていない旨具体的かつ明確に否定している。

(5) 当審査会として、改めて、上記本件に係る医師の見解等一件記録を精査し、慎重に検討するも、J医師の意見は妥当であり、請求人の訴える症状が業務に起因する「慢性有機溶剤中毒症」であると診断し得る客観的根拠は乏しいと判断する。

(6) なお、請求人は、請求人が行っていた作業に関し、作業場所の作業環境測定結果が第1管理区分であったとしても、実際の作業では有機溶剤に顔を近付けて使用していた旨主張するが、発散源に近接する場所における濃度が最も高くなると思われる時間に測定するものであるB測定の結果についても、おおむね第1管理区分となっており、請求人の同主張は認められない。また、請求人は、ナイロン製の手袋に有機溶剤が浸みて皮膚から吸収していた旨も主張するが、ノルマルヘキサンを付けた紙ナプキンから浸透したとしても、相当量蒸発することを考えると、ノルマルヘキサンによる経皮吸収は限定的であることから、請求人の同主張についても認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。